

区のおしらせ

No. 339

「ペッタン、ペッタンおもちつき」

両保育園でひなまつりを楽しむ



桃の節句の三月三日、麹町・神田両保育園の園児たちは、もちつきとこども会で、楽しいひな祭りを過ごしました。遠山区長も加わり、汗だくの奮闘に、こどもたちは大喜び。

写真（上）＝神田保育園（下）＝麹町保育園

第1回区議会定例会

昭和46年度

「福祉と奉仕の区政」当初予算などを審議

予算総額 53億 1,434万 余 円

昭和四十六年第一回区議会定例会が三月一日から開かれました。開会にあたり遠山区長は、招集のあいさつの中で、「福祉と奉仕の区政」を推進する昭和四十六年度当初予算案などの説明を行いました。主な議案は次のとおりで、会期は二十日間の予定です。

昭和四十六年度
一般会計予算案

昭和四十六年度
一般会計予算案

昭和四十六年度
一般会計予算案

歳入・歳出とも五十三億千四百三十四万二千円で、これを前年度当初予算と比較すると十二億千七百四十三万一千円の増となり、伸び率は約三十％です。

この新年度予算により、昭和四十六年の区政目標である「福祉と奉仕の区政」を実現することになります。主な内容をあげると下表のとおりです。

昭和四十五年
補正予算案

昭和四十五年
補正予算案

予算額は四億六千九百九十三万二千円で、前回までの累計額は六十億九千三百三十三万六千円となります。この補正予算の主なもの、次のとおりです。

▽富士見福祉施設等建設用地の買収費（第一次分）七千万円
▽神田小学校借地 収費（第一年

当初予算案の主な内容

◎ 災害対策

▷防災訓練、災害非常用の備蓄物品の増強……………514万円

◎ 選挙執行費

（都知事、区議会議員、参議院議員）……………1,114万円

◎ 福祉の向上

▷西神田保育園・児童館の建設（第2年次分）……………1億7,671万円

▷富士見福祉施設等の建設用地買収費（第2年次分）……………4,829万円

▷心身障害者に対する歩行訓練・自然観察
児童手当の支給経費など……………1,880万円

▷老人クラブ助成金の増額……………49万円

▷こどもの遊び場運営補助金……………50万円

◎ 中小企業対策

▷商工融資の増額など……………3,114万円

◎ 住みよい、豊かな町づくり

▷千代田区再開発計画策定のための基礎調査……………550万円

▷公害パトロール、公害測定機器類の整備等……………330万円

▷道路改良、細道改修工事……………1億7,142万円

▷外濠グラウンド夜間開放……………162万円

◎ 教育施設などの充実・強化

▷番町小学校・幼稚園改築（第2年次分）……………2億3,401万円

▷永田町小学校・騒音対策工事費……………2,100万円

▷公害対策用空気清浄機の設置……………110万円

▷心身障害児の教育福祉研究調査費……………150万円

▷区立体育館建設費（第2年次分）……………3億0,449万円

次分

▽児童遊園用地買収費 四千万円
▽区民福祉厚生基金積立金

千代田区民会館条例の一部を改正する条例
かねて建設中の万世橋区民会館が三月中旬に完成の運びとなりましたが、この新区民会館の諸施設を一般区民の利用に供するため、所要事項を改正するものです。

昭和四十六年度千代田区国民健康保険事業会計
総額（歳入・歳出とも）
四億五千九百五十九万一千円
昭和四十五年度千代田区国民健康保険事業会計補正予算第一号
補正額 四千万二千九百九十九円
前回までの累計
四億一千九十七万円

万世橋区民会館関係

四千八十万円

その他の議案

昭和四十六年度千代田区国民健康保険事業会計
総額（歳入・歳出とも）
四億五千九百五十九万一千円
昭和四十五年度千代田区国民健康保険事業会計補正予算第一号
補正額 四千万二千九百九十九円
前回までの累計
四億一千九十七万円

騒音に対する規制を強化

東京都公害防止条例の改正

従来、くい打機、くい抜機、びよう打機などの作業による騒音（これを騒音規制法上、特定建設作業といいます）は、騒音規制法によって規制していました。

この二月一日に改正された東京都公害防止条例では、騒音規制法に定められている特定建設作業に加え、新たに、ブルドーザー、パワーショベル、ロードローラーなどを使う八つの作業を指定し（これを指定建設作業という）、振動粉じんなどの公害とともに規制が強化されました。

なお、騒音については、騒音規制法が適用される作業ならびに地域では、同条例の適用はうけません。

前号でおしらせした燃料規制に引続き、今回は騒音規制について説明します。

建設工事に関する規制

今回の条例改正では、騒音規制法が定めている作業（特定建設作業）に加え、つぎの作業を指定建設作業とし、騒音・振動・

粉じんの基準（今回は騒音のみ）や、作業時間の制限などを決めました。

そして、これらの基準をこえるものについては、期限を定めて防止の方法を改善したり、作業時間の変更を勧告することになり、この勧告に従わない時には改善命令が出せることになりました。

建設業者のみなさんご協力をお願いいたします。

作業の種類

- (イ) せん孔機を使うくい打作業
- (ロ) インパクトレンチを使う作業
- (ハ) コークリートカッターを使う作業

(ニ) ブルドーザー、パワーショベル、バックホー等の掘削機械を使う作業

- (ホ) 振動ローラー、タイヤローラー等の締固の機械および振動プレート、振動ランマ等のもてん圧機を使う作業
- (ヘ) コンクリートミキサー車を使うコンクリートの搬入作業

- (ト) 電動工具を使うはつり作業ならびにコンクリート仕上げ作業
- (チ) 鉄筋コンクリート造、ブロック造等の建築物の解体又は動力・火薬もしくは鉄球を使う破かい作業

騒音の基準

- (イ) (ロ) (ニ) (ハ) の作業……七十五ホン
 - (イ) (ロ) (ニ) (ハ) の作業……七十ホン
 - (ト) の作業……八十ホン
 - (チ) の作業……八十五ホン
- いずれも敷地の境界線から三十メートルはなれた地点での測定値

作業時間の制限

- (イ) (ロ) (ニ) (ハ) の作業……午前六時から午後九時まで
- (ト) (チ) の作業……午前七時から午後七時まで

その他の規制

- ・作業は一日十時間以内のこと
- ・(イ) (ロ) (ニ) (ハ) (ト) (チ) の作業は連続して一か月以内のこと
- ・(ト) (チ) の作業は六日以内のこと
- ・日曜日、休日は行なわないこと

このことについての問い合わせは、建設部公害課公害係（内線317）へどうぞ。

知っていると得です 国民年金の通算年金制度

年金制度は、いくつにも種類が分かれています。

普通は二十年（国民年金の場合）は二十五年以上、かけ金を納めていなければ年金の給付はうけられません。

同一職場で二十年間も年金をかけることのできるひとは、非常に少なく、大部分のひとは、転職、退職などで一つの年金制度で年金を受けるに必要な期間を満たすことができません。

種類の違う年金でも、加入していた期間をつなぎ合わせて一定の年数になれば年金が受けられるようになったのが通算年金です。

通算することが出来る年金は、

- (1) 国民年金
- (2) 厚生年金
- (3) 船員保険
- (4) 国家公務員共済組合
- (5) 地方公務員共済組合
- (6) 私立学校教職員共済組合
- (7) 公共企業体職員共済組合
- (8) 農林漁業団体職員共済組合

などの八種類です。

なお、厚生年金（女子）のばあい、会社をやめたときに脱退手当金を受けると、過去の厚生年金に加入していた期間は、通算の対象となりませんのでご注意ください。

問合せは、厚生部国民年金課適用係（内線326・327）へ。

戦没者の叙位叙勲

遺族のひとに勲章 勲記が渡されます

大東亜戦争に従事して戦没した軍人軍属に対し、国では昭和三十九年から叙位及び叙勲を行ない、その遺族のひとに勲章、勲記を伝達してきました。

しかし、戦没者の遺族が不明のため、現在なお叙位叙勲が未発表となつていているひとが、まだかなりあると思われます。

遺族で、勲章勲記をまだ受けていないひとは、申し出により、勲章勲記が受けられます。

至急、厚生課厚生係（内線316）までご連絡ください。

なお、勲章勲記を受けることができる遺族の範囲は、配偶者（内縁関係を含む）子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹と三親等内の親族に限られます。

選挙人名簿を縦覧

統一地方選挙をひかえて

四 月十一日は、東京都知事選挙と千代田区議会議員選挙の投票日です。

すべてのひとが、選挙に参加し棄権することのないようにいたしましょう。

▽昭和四十五年十二月十五日までに当区に転入届出をしたひと。

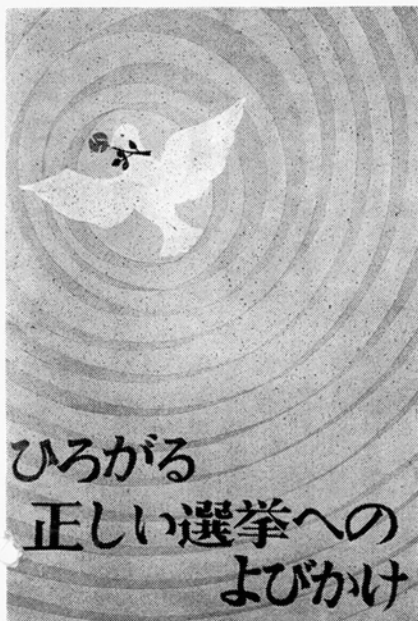
▽昭和四十六年三月十五日現在引き続き当区に居住しているひと

ただし、四月十一日以前に、当区から転出したひとは、千代田区議会議員選挙はできません。

選挙時登録(追加登録)

区の選挙管理委員会では、四月十一日に行なわれる統一地方選挙に使用する選挙人名簿への追加登録(昨年九月一日の定時登録以後

(昭和45年度選挙啓発作品コンクール入選作より)



これにともなう名簿の縦覧及び閲覧は、三月十七日から区選挙管理委員会と区の各出張所で無料でできます。(ただし、各出張所では、執務時間内のみ取扱います)

統一地方選挙の日程

○三月十七日

東京都知事選挙告示日

○三月二十五日

投票所入場券の発送を予定

○三月下旬

東京都知事選挙の選挙公報を配付(三月二十八日から四月九日までの間)

○四月一日

千代田区議会議員選挙の告示日

立候補の受付、区役所内(四月二日まで)

○四月八日

明かるく正しい選挙推進委員による投票総参加の街頭呼びかけ

・午前十時頃 四ツ谷駅周

辺

・午後二時頃 須田町交又

点

(メモ、ポケットティッシュ花のたねなどを配付)

○四月九日

東京都知事候補立会演説会(午後六時から千代田区公会堂)

○四月十一日

投票日(午前七時から午後六時まで 時間厳守)

○四月十二日

選挙会(開票)区役所六階会議室 午前八時から

この一票

あすのくらしに

願いをこめて

—統一標語—

投票当日に投票所に行つて投票できないひとは、不在者投票制度を利用し、棄権しないようにいたしましょう。

不在者投票の期間は、告示の日から(東京都知事三月十七日、千代田区議会議員選挙四月一日)投票日の前日(四月十日)までです。

□不在者投票のできるひと

・投票当日やむをえない仕事や業務で投票区外へ出張または、旅行中の見込みであるひと。

棄権をしないようにしましょう

投票日に行けないひとは不在者投票を

・身体の不自由なひと、妊娠または、産褥にあるため歩行がいちじるしく困難なひと。

これらのひとは、選挙人名簿の登録されている選挙管理委員会にいつてください。

宣誓書(選挙に用紙はあります)を提出し、投票用紙の交付をうけ、その場で投票できます。

・入院中のひと(指定病院)

このひとは、選挙が指定した病院で入院中である選挙人が不在者投票管理者である病院長に選挙投票の申出をして病院で投票ができます。

問合せは 選挙管理委員会事務局(内線4442)へ。

みんなそろって、投票いたしましょう

教育センターの施設が仮移転します

移転先は千桜小学校内

教育センターの現在地に、来年度完成予定で、区立体育館及び、教育センターの施設が建設されます。

その工事期間中、教育センターはつぎのように場所と事業が変更になります。

なお、移転準備のため、三月二十三日から三十一日まで閉館いたします。

○仮移転先 千代田区神田東松下町二十二 千桜小学校内

○交通 都バス「岩本町」下車約四分、国電と地下鉄は「神田駅」または、「秋葉原駅」下車約七分

○事業内容 教育相談、教科書、教育資料の展示、各種講座の実施

なお、青少年のための施設利用及び団体登録事務は、中止します。

また、神田小学校分室及び一橋中学校分室の特殊学級は

ともに神田小学校の本校に併設となり、新学期から授業を開始します。

「富士見いこいの家」

講習会の日程をきまる

四月から九月まで

四月から九月までの富士見いこの家(富士見一十一)講習会が、つぎのとおり開講されます。時間はいつでも午後一時半から三時半まで行ないます。

ただし、区内居住の六十才以上のお年寄りが対象で、受講料は一切無料となっております。日程はおおむねつぎのとおりです。

小唄

(青木倭子先生) 第一、三火曜日

民謡

(藤本マキノ先生) 第一、三水曜日

川柳

(田中貞三先生) 第二、四水曜日

民謡

(小島房枝先生) 第二、四木曜日

二、四木曜日



俳句

(吉岡富士洞先生) 第三木曜日

民謡

(藤川照夫先生) 第一、三金曜日

書道

(土屋久武先生) 二、四金曜日

俳句

(新井茂男先生) 第二土曜日

なお、くわしい日程表は各出張所窓口、富士見いこの家で差し上げます。

問合せは、厚生部厚生課厚生係(内線315)へ

(富士見いこの家講習会風景)

区立外神田住宅の当選者発表

区立外神田住宅の申込みは、二月十二日から十九日までの八日間受け、公募戸数五十九戸に対し八三八名が申し込み、約十四倍の競争率になりました。

抽せんは三月二日区役所六階の会議室で行なわれ、当せん番号ならびに補欠番号はつぎのとおりとなりました。後日、資格審査を行ない、入居者を決定いたします。

区立外神田住宅の抽せん結果

当せん番号	2	18	54	68	75	82	95	103	140	146	149
	158	166	167	185	199	204	214	236	240	242	246
	258	264	274	313	332	339	341	355	357	364	399
	423	447	463	484	488	518	532	548	571	591	631
	646	647	648	660	663	674	684	698	704	747	760
	789	802	803	838							
補欠番号	①	②	③	④	⑤	⑥					
	457	580	231	774	784	542					
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫					
	374	635	295	469	17	438					
	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱					
	154	34	412	772	801	55					
※ ○内の番号は補欠順位をあらわす。											

「緑の羽根」募金

3月10日～4月30日

集めたお金は区の
植樹に使われます

失なわれてゆく木々の緑をとり
もどし住みよく、美しい東京を建
設するため、区では今年も三月十
日から四月三十日まで、「緑の羽
根募金」を行ないます。

この募金で集めたお金は、その
六〇％が区内の緑化計画経費とし
て還元され、学校や公園、道路な

どに植樹を行なってきました。

本年度も昨年度からの繰越しと
あわせて三十万一千四百円が還元
され、このお金で三月中に植栽を
行なうことになっています。

わたしたちの町を、緑で飾るた
め、みなさんのご協力をお願いい
たします。

なお、募金は区役所総務部総務
課の窓口と各出張所とよりあつか
います。

区と取引をしたいひとは見積り
参加願いを提出してください

受付は 3月20日

区では、昭和46年度中に工事請負
そのほか、物品の供給など、区と取
引したいひとの見積り参加願いを
つぎのとおり受付けています。

◎受付期間 3月20日まで

◎用紙 工事関係、物品関係とも総務部
総務課福利係の窓口においてあ
ります。

◎受け付けと問合せ 総務部財務課契約係
(内線 237・238)

家庭

家族で防火訓練を
しましょう
家庭では主婦が防火の責

心がまえをもちましょう。
それぞれの立場でつぎのように

春はよく強い風がふいたり、空
気が乾燥し、火災の起りやすい気
候です。火の用心には十分注意し
なければなりません。
春の火災予防運動は三月十三日
まで行なわれています。
お互いに防火にそなえ、日頃の
点検により火災をふせぎ、悲惨な
死傷者をだしたり、大切な財産を
消失することのないようにいたし
ましょう。なお、今年は車両船舶
の火災予防運動もあわせておこな
います。

家族ぐるみ地域ぐるみで
防火の備えを

「あぶない！
消し忘れ、切り忘れ」

春の火災予防運動

職場

安全避難訓練の
徹底をはかろう

任者になって、防火の点検をおこ
なうとともに、家庭内で防火体制
を作り、家族で防火訓練をいたし
ましょう。
職場では、防火管理者が責任を
もって消防計画の再検討をするこ
とにも、防火の総点検と総合消防
訓練を行ないましょう。

町

地域ぐるみの防火
対話をすすめよう

町会、自治会などの組織の責任
者は、地震のときの協力体制をふ
くめて、地域ぐるみの初期消火活
動のあり方を検討し、つとめて小
グループの消防訓練を消防機関と
連絡しておこないましょう。

各小中学校卒業式 幼稚園卒園式

▽小学校 三月二十五日午前十時
から各校講堂で
▽中学校 三月十八日午前十時か
ら各校講堂で
▽幼稚園 三月十九日午前十時か
ら各小学校講堂で

区民相談(無料)
をご利用ください

「法律相談」毎週水曜日の午後一
時から四時まで(第五週は休み)
「商工相談」○特許 第一火曜日
午後一時～四時
○税務経理 毎週木曜日午後一
時～四時(第五週は休み)
○経営 第三火曜日午後一時～
四時
「人権相談」 第二火曜日午後一
時から三時まで
「行政相談」 第一月曜日午後一時
から三時まで
「電電相談」 第三月曜日午後一
時から三時まで
「交通相談」 毎週月・水・金曜
日午前九時から午後五時まで
「一般相談」 日曜、祝祭日以外
の毎日午前九時から午後五時ま
で、(土曜日は正午まで)
各相談のお相手は専門家または
担当職員が当たっております。
いずれの相談も区役所中二階
の区民相談室です。

16ミリ発声映写機の登録と検査

— 3月12日に千代田図書館で —



教育委員会では、十六ミリ発声映写機の登録と、検査をいたします。

区の社会教育用フィルムライブラリーや、都立日比谷図書館のフィルムライブラリーの十六ミリ映画フィルムを借りるためには、十六ミリ発声映写機の登録と検査がすんでいなければなりません。

十六ミリ発声映写機をお持ちの団体は、この機会に登録と検査を受けてください。登録と検査は、つぎのとおりおこなわれます。

▽とき 三月十二日(金)午前十時から午後五時まで

▽ところ 千代田区役所四階四〇

一 号会議室

(九段南一六十一、都バス、地下鉄東西線とも九段下車三分)

▽もつてくるもの

- ・十六ミリ発声映写機一式(本体、スピーカー、コードなど)
- ・前年度登録証または、検査書(継続登録者のみ)
- ・映写機を持ってきたひとまたは、登録するひとのハンコ

▽費用 無料

▽問合せ 千代田図書館視聴覚係(内線432)

なお、十六ミリ映写機は手入れをしてからもつてきてください。

「国保」の無料健康相談

— 三月十八日(二十五日) —

国民健康保険課では、区内のひとを対象とした、無料健康相談をつぎのとおり行ないますのでご利用ください。

日時 三月十八日から二十五日

までの診療時間内

場所 「千代田区国保健康相談所」表示の区内診療所

内容 問診、尿検査、血圧測定

耳鼻咽喉、目の相談

相談を受けるひとは、保険証を必ずご持参ください。

なお、問合わせは厚生部国民健康保険課資格係(内線32)へ。

法律と人権の移動相談

無料ですからお気軽にご利用ください

区では、法律、人権移動相談をつぎのとおり行ないますのでお気軽にご利用ください。

ところ 神田公園区民会館(神田司町二ノ)

交通は地下鉄、バスとも淡路町下車徒歩五分

費用 一切無料

相談員 弁護士、人権擁護委員

相談内容 借地借家、金銭貸借、相続など法律上のこと、人権侵害など身の上に関すること。

少年相談所の出張開設

警視庁少年第一課ではこどものことで心配をお持ちのひとを対象に、気軽に少年相談所を開設します。

つぎのことについて相談に応じます。

- ・よくない友だちとつきあう
- ・夜遊び、無断外泊
- ・親に乱暴する
- ・学校や職場をずる休みする
- ・金づかいがあらう
- ・シンナー、接着剤、睡眠薬などを乱用する

相談は、一切無料で秘密は固くまもりまします。

▽とき 三月二十六日から二十八日まで

日までの午前十時から午後五時まで

ところ 新宿 小田急百貨店一

階段会場となり

▽問合せ 警視庁少年第一課(少年相談室581)四三二(内線4709)

●三月の野外こども会日程

▽五日 神田公園 ▽八日 東郷公園 ▽九日 佐久間公園 ▽十日 心法寺児童遊園 ▽十一日 童閑児童遊園 ▽十二日 淡路公園 ▽十六日 錦華公園 ▽十七日 三崎町児童遊園 ▽十八日 平河町児童遊園 ▽十九日 西神田公園 ▽二十三日 堀留北児童遊園 ▽二十四日 築土神社

時間は、午後二時から。雨天、強風のときは中止します。

三月・四月の千代田荘申込状況

(三月二日現在)

月日	曜日	申込める人数	月日	曜日	申込める人数
3/11	木	満員	3/26	金	休館
12	金	"	27	土	満員
13	土	"	28	日	"
14	日	"	29	月	"
15	月	"	30	火	"
16	火	"	31	水	"
17	水	"	4/1	木	"
18	木	"	2	金	"
19	金	"	3	土	"
20	土	"	4	日	"
21	日	"	5	月	"
22	月	"	6	火	"
23	火	16	7	水	36
24	水	休館	8	木	50
25	木		9	金	65

※ 五月分の抽せん日は四月一日(木) 区役所内で行ないます。受付時間は午前九時から十時まで。